

# 昭和63年分農業所得標準

水 稲 10アール当たり 124,867円  
 普通畑 10アール当たり 38,646円

昭和63年分農業所得標準は、1月31日県下一斉に開示されました。村でも農業団体、各字農家組合長よりご参集いただき、2月8日に適用標準を下記のとおり説明しました。

なお、標準外経費として、各種の控除がありますが省略します。

## 1. 水稲(10アール当たり)

区分	収 入			必 要 経 費								差引所得	
	収 量	単 価	収入金額	公租公課	種苗代	肥料代	大農具費	農具費	償却費	農薬費	その他費		計
普通地	kg	(100kg 単価)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	574	30,919	177,475	4,403	2,245	8,987	7,300	3,186	5,973	400	16,514	52,608	124,867

## 2. 普通畑(10アール当たり、非販売)

区 分	収 入			必 要 経 費				差 引 所 得
	種 類	収 量	作付割合	収入金額	区 分	金 額	区 分	
ばれいしょ	1,139kg	19.4%	7,932円	公租公課	2,845円	農 具 費	2,662円	
甘 し ょ	1,438kg	4.5%	2,562円	種 苗 代	14,328円	償 却 費	3,290円	
雑 こ く	136kg	25.2%	6,078円	肥 料 代	10,024円	そ の 他	9,747円	
野 菜	1,828kg	77.6%	66,670円	大 農 具 費	1,700円	計	44,596円	
計			126.7%	83,242円			38,646円	

## 3. 特殊田畑(10アール当たり)

種 目	所 得 金 額		種 目	所 得 金 額	
	共同販売	個人販売		共同販売	個人販売
梨	共同販売	(収入金額×62%)-(111,100円×面積)	しいたけ	共同販売	収入金額×25%
	個人販売	(収入金額×70%)-(111,100円×面積)		個人販売	収入金額×28%
桃	共同販売	(収入金額×65%)-(96,000円×面積)	生	共同販売	収入金額×13%
	個人販売	(収入金額×73%)-(96,000円×面積)		個人販売	収入金額×16%
ぶどう	共同販売	(収入金額×67%)-(56,000円×面積)	加温	共同販売	(収入金額×61%)-(566,400円×面積)
	個人販売	(収入金額×72%)-(56,000円×面積)		個人販売	(収入金額×65%)-(566,400円×面積)
柿	共同販売	(収入金額×67%)-(174,600円×面積)	無加温	共同販売	(収入金額×61%)-(386,000円×面積)
	個人販売	(収入金額×73%)-(174,600円×面積)		個人販売	(収入金額×65%)-(386,000円×面積)
球 根	共同販売	(収入金額×44%)-(50,700円×面積)	球 根	共同販売	(収入金額×52%)-(68,000円×面積)
	個人販売	(収入金額×54%)-(50,700円×面積)		個人販売	(収入金額×54%)-(68,000円×面積)

## 平成元年

### 特別職の報酬等について

平成元年一月現在の、村長・助役・収入役・村議会委員の報酬等について「月潟村報酬審議会(会長・大橋満津治氏)」に諮問され、一月二十日に審議会が開かれ、次のとおり回答されました。

- 村 長 (二万七千円アップ) ↓五十五万円
- 助 役 (二万二千円アップ) ↓四十四万五千元
- 収入役 (二万四千元アップ) ↓四十一万五千元
- 議 長 (二万円アップ) ↓十九万三千元
- 副議長 (七千円アップ) ↓十五万四千元
- 委員長 (七千円アップ) ↓十四万三千元
- 議員 (七千円アップ) ↓十三万八千元

右記のとおり決まり、それぞれ、平成元年四月分より改めることとします。

## 総代さん決まる

平成元年の各総代さんが次のとおり決まりました。村と村民を結ぶパイプ役として、今年一年お世話になりますが、よろしくお願ひします。

- ◎大別当 小湊 金作
  - ◎西菅場 関本 武夫
  - ◎東長島 野内 作一
  - ◎釣 寄 曾山 清幹
  - ◎月 潟 田辺 金一郎
  - ◎曲 通 田辺 正一
  - ◎木 滑 角田 喜一
  - ◎釣寄新 後藤 昭英
- (敬称略)

## ○費用徴収表

利用者世帯の階層区分	利用者負担額 (1時間当たり)
生計中心者の前年所得税が9,600円以下の世帯	200円
生計中心者の前年所得税が9,601円以上32,400円以下の世帯	350円
生計中心者の前年所得税が32,401円以上42,000円以下の世帯	500円
生計中心者の前年所得税が42,001円以上の世帯	650円

※所得税の非課税者である場合は、免除となる。

## 家庭奉仕員

(ホームヘルパー)

### 派遣制度を 活用ください

この制度は、寝たきりのお年寄り・身体に障害のある方及び、一人暮らしのお年寄りの方で、日常生活に不自由さを感じている家庭に対し、希望により派遣する制度です。ただし、派遣に対する費用徴収が行われることがあります。詳しくは、住民課保健福祉係、または、地区の民生委員に相談ください。

## ご厚意に感謝しています

保育園から

保育園では、今年も地域の方々から沢山の品物を頂きました。季節の花々は、玄関や保育室に飾り、子供たちの目を楽しませてくれました。また、枝豆の時期には、トラックで運び入れてくださったり、子供たちは家庭であまり経験したことのない「豆もぎ」に挑戦し、おやつに頂きました。小正月には、繭玉を頂き、小さい子の手をとりながら、飾り付けをする大きい子たちの姿が何んとも微笑ましい光景でした。子供たちは、物を大切にするといい気持ちがあるのか、頂いた物はとくに大事に使っています。それぞれに、心のこもった品々を本当にありがとうございます。大切にさせていただきます。

## 新人権擁護委員に 小林寅雄さんを委嘱

今まで、月潟村の権擁護委員は、(大別当)諏訪三零さん一人でしたが、相談に出になる方の便宜等を考慮して一人増員されることとなりました。

※人権擁護委員とは

差別・いじめ・体罰・近隣問題・または家庭内の問題等でお困りの方の相談に自宅まで応じています。相談は無料で、相談内容の秘密は、厳守されます。人権問題でお困りの方は、人権擁護委員に相談してください。